

令和8年第1回定例会 建設環境委員会 議案審査経過報告書

議案第12号 狭山市建築基準法等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第13号 狭山市地区計画区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

○フラワーヒルの地区計画の条例化により、当該区域の居住者のメリットは。

- 当該地区における建築物等の制限が建築基準法上の建築基準関係規定となり、建築確認申請の審査において条例の適合が義務づけられることとなる。その結果、従来の届出制度に加えて、建築確認手続の中で法適合性が担保され、地区のルールの実効性がより高まることがメリットである。

○フラワーヒルの地区計画の条例化に当たり、最終的な住民の同意率は。

- 住民の同意書や署名を求めているため、同意率を数値で示すことはできないが、令和7年6月28日付でフラワーヒルまちづくり協議会から条例化の要望書が提出されている。また、市として令和7年7月及び12月に地区内全戸へ案内文を配布し、本年1月には約2週間の任意縦覧を実施して広く意見を求めたが、反対意見や見直しを求める意見はなかったことから、住民の理解と賛同は得られていると判断している。

○フラワーヒル地区の所沢市側についても、同様の条例化が進められているのか。

- 当該地区は狭山市と所沢市にまたがっており、所沢市においても同じ時期の議会で条例化を進めると聞いている。

○地区内の空き家や居住者以外の土地所有者の状況は把握していたのか。また、その所有者にも周知を行ったのか。

- 地区内には数件の空き家等があることを確認しており、職員が現地で状況を見ながらポスティングを行った。ポスティングを拒否する住宅については現場で判断しつつ、周知の必要性を踏まえて対応した。一方で、居住していない土地所有者に対して個別に郵送するなどの周知は行っていない。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第14号 狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

○水道料金における基本料金と従量料金の比率を見直す背景と目的は。

●今回の見直しの最大の目的は、将来にわたる水道サービスの持続性を確保することである。本市の水道事業は、施設の維持管理や更新に要する減価償却費など、固定費が全体の約8割を占めている一方、現行料金体系では従量料金への依存度が高く、人口減少や節水意識の高まりによる使用量の減少が、直ちに経営悪化につながる構造となっている。このため、基本料金の比率を引き上げることで収入の安定化を図るとともに、水の使用量にかかわらず必要となる施設維持のコストを、利用者に公平に負担いただく料金体系へ適正化するものである。これにより、老朽管や施設の更新・耐震化を計画的に進め、将来にわたり安全・安心な水を安定供給できる基盤の確保を目指すものである。

○利用者の多い13ミリメートル、20ミリメートルの基本料金の引上げ率が大きく、口径が大きくなるほど引上げ率が低くなっている理由は。

●水道料金は、検針費や人件費など水の使用量にかかわらず発生する固定費と、県水受水費や浄水場の動力費・薬品費など使用量に応じて変動する変動費で構成されている。本市の現行料金は、固定費の割合が高いにもかかわらず、基本料金での回収割合が低く、日本水道協会の示す考え方と大きく乖離している。このため、料金体系を基本料金36%・従量料金64%へ見直すこととしたが、急激な負担増を避けるため、県内他市の状況も踏まえつつ、できるだけ影響が緩和されるように設定したものである。

○現行の水道料金における基本料金と従量料金の割合は。

●現行では、基本料金が22%、従量料金が78%である。

○150ミリメートル以上の基本料金について、新たに200ミリメートル及び250ミリメートルを追加した理由は。また、管理者が定める額の具体的内容は。

●従前、給水条例では口径150ミリメートル以上の基本料金を管理者が定める額としていたが、令和7年度から航空自衛隊入間基地に本市の水道水を給水するに当たり、給水量やメーター口径等について本市、入間基地及び北関東防衛局で協議を行った結果、1日あたりの水道水の給水量等を踏まえ、口径150ミリメートル及び200ミリメートルを使用することとし、基本料金をそれぞれ17万8,920円及び37万9,620円とすることで令和5年3月23日に協定を締結したものである。また、本議案で新たに口径250ミリメートル以上を新設した理由は、今後、市内で大規模開発等により新たな給水需要が発生した時点で調査、協議等を行い給水することから管理者が定める額とすることとし

た。

○県内平均との比較では、改定後の料金はやや上回るように見えるが、今後、県内他市でも同様に水道料金改定を予定している動きは。

●近隣市では既に料金改定に向けた動きがあることは把握しており、特に県水の値上げと同時に改定する事業者が多いと認識している。個別に全事業者の時期や改定率までは把握していないが、そのような状況を踏まえると、県内平均も今後上昇していくものと考えている。

○県水の値上げは県内全域に及ぶことを踏まえると、現時点で改定していない自治体も今後料金改定に動くと考えてよいのか。

●必ずしも全ての事業者が改定するとは言い切れないが、県水への依存度が高い事業者が多いことから、県水値上げを一因として料金改定を行う事業者は相当数あるものと考えている。

○一般家庭だけでなく大口使用者にも大きな影響があると考えられるが、その負担軽減策と事前周知は。

●本市の水道料金は、使用水量が増えるほど単価が高くなる逓増料金制であることから、大口使用者の負担が一般家庭と比較し大きくなる構造となっている。このため、今回の改定では高水量ランクの供給単価の改定率を低く抑えることで、大口使用者の負担増の軽減を図った。例えば、口径50ミリメートルで使用水量1,000立方メートルの場合、1か月当たりの料金は現行33万110円から改定後34万3,992円となり、増額は1万3,882円、改定率は4.21%であり、平均改定率29.7%より低く抑えられている。周知については、一般家庭と同様に検針票とともに案内を配布するほか、先行して料金改定を実施する近隣市の対応も参考にしながら、より効果的な周知方法を研究し実施していく考えである。

○水道を多く使用する事業者への影響も大きいことから、スイミングスクールなどを含む大口利用者に対して、料金改定の趣旨や内容について丁寧な周知と対応を図られたい、との意見。

○水道料金改定を行わなかった場合、県水料金の値上げにより、本市水道事業にはどの程度の影響が生じるのか。

●料金改定を行わなかった場合、県水料金の約21%引上げにより、令和8年度から水道事業会計は純損失に陥る可能性が高い。令和6年度決算では約2億円の黒字であったが、県水料金の値上げにより約2億円の負担増が見込まれ、その黒字分がほぼ相殺される見込みである。これにより、管路や施設の維持管理、更新、耐震化に影響が及び、将来的には資金不足を招くおそれがあり、安全・安

心な水の安定供給が困難になる可能性がある。

○水道料金改定は、市民生活に必要な安全・安心な水の安定供給を維持するために必要な措置であると受け止めてよいか。

●管路や施設は経済成長期に整備されたものが多く、更新時期を迎えているうえ、地震に耐え得る施設整備を進めるためには多額の費用が必要である。そのため、安全・安心な水の安定供給を維持するには、料金改定が必要である。

○水道料金値上げの要因として県水の値上げが挙げられているが、県水受水割合95%を引き下げる検討はしたのか。

●現在の県水95%、自己水5%の割合は、安全・安心な水の安定供給を行う上で最適な割合と考えており、第2次狭山市水道事業経営戦略計画においてもこの割合で推進することとしている。なお、緊急時対応や費用対効果を踏まえ、供給割合が最適となるよう常に検討しており、今回の県水料金改定に合わせて他事業者が割合を変更するとの情報は把握していない。

○県水の値上げに関連して、埼玉県企業局の内部留保額ほどの程度あるのか把握しているか。

●埼玉県企業局の内部留保額については公表されていないため、把握していない。

○水道料金改定により、水道事業の安定経営は今後どの程度担保されるのか。また、何年間にわたり安全・安心な水の供給が見込めるのか。

●今回の料金改定は、令和8年度から令和11年度までの4年間を算定期間としており、この期間内の収支均衡を図ることができる改定率としている。令和11年度までの4年間は純利益を確保し、施設の維持管理も計画的に実施できると見込んでいる。令和12年度以降については、第2次狭山市水道事業経営戦略計画において、大規模な浄水施設更新等を見据え、令和13年度に再度の料金改定を見込んでいるが、具体的な実施時期や内容は、今後の経営状況や社会情勢を踏まえて総合的に判断していく。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第15号 狭山市下水道条例の一部を改正する条例

○下水道料金改定により、下水道事業の安定運営は今後どの程度担保されるのか。

●下水道使用料の改定についても、水道と同様に令和8年度から令和11年度までの4年間を算定期間

としており、この期間の収支均衡を図るための最低限の改定率としている。令和11年度までの4年間は、施設の維持管理も計画的に実施できると見込んでいる。令和12年度以降については、第2次狭山市下水道事業経営戦略計画において再び純損失に転じる見込みであることから、純利益の確保と経費回収率100%以上を目的として、令和12年度に再度の改定を見込んでいるが、具体的な実施については今後の経営状況や社会情勢を踏まえて総合的に判断していく。

○下水道料金の改定後料金1,947円は、今後県内で料金改定が進むことを踏まえると、県内平均より低い位置づけになると理解してよいか。

●おおよそそのような見込みであり、そのように認識している。

○下水道料金改定の要因として、荒川右岸流域下水道の維持管理負担金の上昇が影響しているのか。

●流域下水道維持管理負担金の上昇は、今回の料金改定要因の一つである。県の負担金は令和7年度・令和8年度の2段階で引き上げられるが、前回改定は31年前であり、その間、人口減少や節水機器の普及による料金収入の減少が進んできた。また、エネルギー価格の高騰などによる経費の増加が著しく、やむを得ず値上げに至ったものと認識している。

○下水道事業において、一般会計から繰入れを行う理由は。

●一般会計繰入金には、総務省の基準に基づく基準内繰入れと、経営を補完する基準外繰入れの2種類がある。基準内繰入れは、雨水処理のように下水道利用の有無にかかわらず市民全体に関わる経費について、税金で負担すべきものとして繰り入れるものである。基準外繰入れは、多額の経費を要する下水道事業の経営を補完するためのものであるが、本来、公営企業は独立採算が原則であることから、今後は段階的に縮減していく考えである。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり認定すべきものと決した。

議案第16号 令和7年度狭山市一般会計補正予算（第7号）歳出8款土木費

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第20号 令和8年度狭山市一般会計予算歳入15款使用料及び手数料、16款国庫支出金、17款県支出金、18款財産収入、22款諸収入、及び歳出4款衛生費、8款土木費

4款衛生費、1項保健衛生費、5目環境対策費から7目上水道事業費、2項清掃費について

○環境衛生事業費が増額となっている理由は、また、一般事務職員報酬、有害鳥獣処分手数料、特定外来生物等捕獲業務委託料の内容は。

●環境衛生事業費の増額は、畜犬管理事業費を統合したことにより、一般事務職員報酬や情報処理機器等借上料、有害鳥獣処分手数料を集約したことに加え、新たに特定外来生物等捕獲業務委託料を計上したことが主な理由である。一般事務職員報酬は、狂犬病予防接種に係る事前準備や会場での事務補助のため、会計年度任用職員を雇用する経費である。有害鳥獣処分手数料は、アライグマ捕獲時に混獲されるタヌキやハクビシンのうち、疥癬病などに罹患した個体を処分するための手数料で、30頭分を見込んでいる。特定外来生物等捕獲業務委託料は、新規事業として、アライグマの捕獲件数増加に伴う職員負担軽減のため、箱わなの貸出し・回収、獣医師への搬送、処分後の焼却までの一連の業務を委託するものである。

○特定外来生物アライグマ対策について、所管事務調査での議論や要望が予算に反映されたことを評価するとともに、職員負担の軽減にもつながるよう、効果的な事業の推進を図りたい、との意見。

○狂犬病予防集合注射の接種率向上に向けて、当該年度はどのような施策を講じるのか。

●狂犬病予防注射は法令に基づき年1回の接種が義務づけられているが、本市の接種率は7割台で推移しており、令和7年度2月末現在でも登録頭数7,294頭に対し5,277頭の接種で72.3%となっている。当該年度においては、数年間未接種となっている犬の飼い主に対する勧奨通知を行うほか、広報紙やホームページを活用した周知の充実を図り、さらに動物病院での個別接種など、集合注射とあわせた接種機会の確保に努めていく。

○狂犬病予防集合注射については、引き続き接種率の向上に努め、当該年度においても予防接種率を高められるよう取組を進められたい、との意見。

○クリーンエネルギー推進補助事業費について、令和6年度に不用額が生じたことを踏まえ、より効果的となる新たな施策は。

●クリーンエネルギー推進補助金のうち、令和5年度から創設した温室効果ガス排出量可視化補助金は利用実績が低調であることから、当該年度は事業者の脱炭素経営を後押しするため、専門的知見を有する人材を活用し、企業訪問による周知や申請の伴走支援を行う中小企業等専門家活用推進委託を新たに実施する考えである。委託先としては、企業と日常的な関係を有し、過去にプッシュ型支援の実績もある市内金融機関を想定している。

○環境基本計画策定等委託料の内容は。

- 第3次狭山市環境基本計画は当該年度が中間見直しの年度に当たるため、令和7年度に実施した基礎調査や市民・事業者・小学生へのアンケート結果を踏まえ、環境施策の効果検証と今後の課題把握を行い、中間見直し業務を委託するものである。

○特定外来生物等捕獲業務委託料について、委託先に必要となる資格や要件は。

- アライグマを含む鳥獣を捕獲するには、鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許（わな猟免許等）が必要である。また、県のアライグマ防除実施計画に基づくアライグマ捕獲等従事者研修会を受講していれば、アライグマに限り捕獲が可能である。このいずれかを有していることが、委託先の要件になると考えている。

○委託先の事業者は市内業者を想定しているのか。

- 近隣市で実際に業務委託を受けている事業者が市内にあることから、そのような事業者を含め、一般競争入札により委託先を決定していく考えである。

○委託した場合、市民が箱わなを借りる際の手続に変更はあるのか。

- 市民の手続に変更はなく、これまでどおり市に問い合わせをしていただく形である。市が連絡を受けた後、委託業者に連絡し、箱わなの配達から回収までを業者が行う予定である。

○広域飯能斎場の更新に当たり、動物用の火葬炉を併設する計画はあるのか。

- 施設本体に専用の動物用火葬炉を設置する計画はないが、民間事業者による動物用移動式火葬車が対応できるよう、敷地内に一定のスペースを確保することとしている。

○不老川をきれいにする会への事業補助金が前年度より大きく減額となっている理由は。

- 不老川をきれいにする会への事業補助金は、前年度29万7,000円から当該年度は10万円に減額しているが、会の繰越金の状況や実際の支出状況を踏まえると、事業実施に必要な経費は確保されており、従来どおりの清掃活動などを継続できると見込んでいるためである。

○減額について、事前に団体と協議し了承を得ているのか。

- 不老川をきれいにする会には、事後報告の形で伝えている状況である。ただし、その前提として、団体の収支状況や事業補助金の内訳を精査した結果、必要額を10万円と算出したものであり、今後その内容について理解を得ていく考えである。

○環境パートナーシップ形成事業費の環境保全活動事業委託料の内容は。また、前年度に計上されていた特定財源がなくなり、一般財源充当となった理由は。

●環境保全活動事業委託料は、NPO法人さやま環境市民ネットワークに委託しているもので、環境作文コンクール、環境フェア、環境学習等を実施するための経費である。前年度の特定財源は、県のアライグマ個体分析調査報告料の一部を充当していたが、当該年度はその全額を新たに実施する特定外来生物等捕獲業務委託料に充当したため、本事業には充当できる特定財源がなくなり、一般財源で対応することとなった。

○廃棄物減量等推進員制度について、当該年度も継続する理由は。

●本制度は自治会活動を前提としているなど課題があることから、制度見直しや新たな仕組みの構築を検討しているが、それには時間と準備を要すること、また現状では条例に基づき設置する制度であることから、現制度を継続しながら検討を進めることとしたものである。

○資源物集団回収促進事業費の集団回収事業補助金が減額となった理由は。

●令和6年度決算実績に基づいて予算計上したものである。申請団体数は令和5年度と比較して2団体の減にとどまり、延べ実施回数は39回増えているものの、回収量は182トン、約11%減少している。その大半を新聞・雑誌が占めており、ペーパーレス化の進行や大型小売店による資源回収の拡大が影響していると考えられることから、実績を踏まえて減額計上したものである。

○家具類等修理再生業務について、名称が委託料から従事者派遣料に変更した理由は。

●家具類等修理再生業務は、不要となった家具類を無償で引き受け、頒布前に修理再生を行うもので、ごみの減量やリユース意識の醸成を目的としている。委託先である狭山市シルバー人材センターから、現行の業務内容は請負よりも労働者派遣事業によることが適当ではないかとの申出があったため、協議の結果、当該年度から派遣契約へ移行できるよう事務を進めることとなり、それに伴い名称を変更したものである。

○契約形態は変わっても業務内容自体に変更はないと理解してよいか。

●契約形態を委託から派遣に見直すものであり、実際に行う家具類等修理再生業務の内容自体に大きな変更はない。

○奥富環境センター管理事業費において、設備修繕料が大幅に減少している理由は。

●令和7年度は、設備修繕料のうち破碎機主軸交換修繕として約1億1,000万円を計上していた。これは、平成27年度に実施した第1回目の交換から10年が経過し、日々の破碎処理により軸の傾きも

生じていたことから、2回目の主軸交換を実施したものである。当該年度はこの破碎機主軸交換修繕の予算を計上していないため、設備修繕料が約1億1,500万円減額となった。

○破碎機主軸交換修繕は、おおむね10年に1回程度実施する必要がある修繕と理解してよいか。

●おおむね10年に1回交換を行いたい修繕である。

○賃借料が大幅に増額となっている理由は。

●主に枝草の整理に使用しているリース重機の油圧ショベルが故障により使用できなくなったため、新たにリース重機で対応することとしたものである。あわせて、保有しているショベルローダー及びフォークリフトについても経年劣化により修繕費が高額となっていることから、これらも新規リース重機で対応するため増額したものである。

○故障した油圧ショベルはどのようなリース形態で契約していたのか。また、今回新たなリースが必要となった理由は。

●現在使用している重機のリースは、リースアップ後に買い取る方式ではなく、年々減価償却しながら使用する形態である。そのため、本来は原状回復して返却する必要があるが、今回は故障した状態で引き取ってもらい、新たにリース契約を行うこととなったものである。

○故障時の補償や修理はリース会社が負担する契約ではなく、市側が負担する契約となっているのか。

●故障や修理が必要となった場合は、リース会社ではなく、借り受けている市側が修繕を行う契約となっている。

○家庭系生ごみリサイクル事業費が増額となっている理由は。

●人件費や物価の高騰により委託料の増加が見込まれるため、増額計上したものである。

○家庭系生ごみリサイクル事業の参加目標世帯数は。

●生ごみリサイクル事業で使用するバケツの取扱箇所が令和7年12月に2か所から6か所へ増加したことや、啓発活動の効果も踏まえ、約930世帯を目標としている。

○現在の参加世帯数と、参加世帯拡大に向けた施策は。

●令和8年1月現在の参加世帯数は916世帯である。当該年度は、環境団体との協働により、環境パネル展や商工祭などのイベント、公民館を活用した堆肥配布等の啓発活動を実施し、参加世帯の拡大を図っていく。

○家庭系生ごみリサイクル事業については、ごみ減量及び堆肥化に資する有益な取組であることから、過去実績である950世帯を一つの目標として、当該年度においても参加世帯の拡大に努められたい、との意見。

○不法投棄防止対策事業費を環境美化推進事業費に統合したことにより、事業内容に変化が生じるのか。また、統合に何らかの意図があるのか。

●第5次狭山市総合計画の施策体系に照らして事業を集約し、予算執行の効率化を図るため統合したものである。このため、事業内容に変更はなく、特段新たな考え方を加えたものではない。

○不法投棄撲滅に向けた新たな施策は。

●不法投棄に係る予算額は令和7年度と大きな変化はないが、これまでの取組により発生件数や回収量は減少傾向にあり、一定の効果が表れていると認識している。当該年度は新たな事業を拡大するというより、監視活動やパトロール、注意看板の設置・更新、関係機関との連携といった既存の取組を着実に継続し、抑止力の維持・向上を図っていく。

○不法投棄撲滅に向けて、引き続き監視活動や回収の強化に取り組むとともに、入間川クリーン作戦については、過去のように兩岸の複数箇所で一斉実施できる体制を検討し、流域全体で不法投棄防止に取り組まれたい、との意見。

○剪定枝等リサイクル事業の委託内容はどのようなものか。

●奥富環境センター及び稲荷山環境センターに持ち込まれる剪定枝や草類等をチップ化し、バイオマス発電燃料、有機肥料の原料、畜産農家の家畜敷料として再利用できるようにする業務である。これにより、燃やすごみの減量と資源化を図るとともに、チップ化後にバイオマス発電燃料として活用された電力の供給を受けることで、循環型社会の形成にも寄与している。

○剪定枝等リサイクル事業費が増額となっている理由は。

●狭山市道路施設等包括的民間管理委託が開始されたことに伴い、これまで処分費として委託料に計上していた街路樹の処分を奥富環境センターで行うこととなったためである。街路樹処分を含め持込量が増加する見込みであることから、令和7年度予算額890万円に対し、310万円増の1,200万円としたものである。

○クリーンエネルギー推進補助金について、新たに追加される補助メニューは。

●集合住宅への宅配ボックス設置費補助を追加する予定である。これは、ネット通販の拡大に伴う再配達を増加を踏まえ、既存の集合住宅への宅配ボックス設置を支援し、置き配を促進することで、配送車両の走行距離を減らし、CO₂排出量の削減につなげるものである。

○設置基準、補助額、申請方法は。

●市内の既存集合住宅に固定式の宅配ボックスを設置した場合に、購入費及び工事費の2分の1以内、上限10万円を補助することを想定している。対象となる宅配ボックスは、容易に移動できない固定式で、鍵やダイヤル等のセキュリティー機能を備えたものを条件として検討している。申請者は、新たに宅配ボックスを設置する住宅を所有又は管理する市民、マンション管理組合、市内事業者を想定しており、工事完了後に申請していただく予定である。

○周知はいつから行うのか。

●新年度に入り次第、広報紙やホームページ等を通じて周知していく。

○PFOS・PFOAに関する直近の調査状況は。また、どのような調査を行うのか。

●直近では本年2月に地下水を採水し、現在検査結果を待っている状況である。当該年度は、継続調査地点である入間川2地点、不老川1地点、久保川1地点に加え、新たに地下水10地点の調査を実施する予定である。

○鳥獣保護管理法改正により導入された緊急銃猟制度について、予算に何か反映しているものは。

●緊急銃猟に関連して、新たに予算計上しているものはない。また、市内で発砲を伴う対応を行うことは難しい面があるため、対応マニュアル等についても近隣市の状況を見ながら研究している段階である。

8 款土木費について

○市道B第284号線の道路改良事業について、当該年度及びその後のスケジュールは。

●令和8年度に用地取得及び物件補償の契約業務を進め、令和9年度に水道管の更新工事、令和10年度に道路工事を予定している。

○市道B第285号線について、調査設計委託料を予算計上するに至る経緯は。

●現在進めている市道B第313号線について事業進捗が見込みにくい状況があることから、新たな一般市道整備路線として位置づけたものである。あわせて、入曽駅周辺のまちびらきや道路ネットワ

ークを考慮した結果、当該路線を重要路線と判断し、まずは概略設計により現況把握を行うための委託料を計上した。

○道路改良事業費の移設補償料の内容は。

●市道B第284号線の拡幅整備に伴う電柱移設費用である。

○橋梁維持保全事業費の調査委託料の内容は。

●道路法に基づき5年に1回実施する橋梁点検調査であり、橋の保全、安全確保及び長寿命化を目的としている。専門技術者がコンクリートのひび割れ、鋼材の腐食、支承の損傷などを調査し、4段階で健全度を診断するものである。調査期間は約6か月を見込み、対象は市内全216橋のうち41橋で、主な対象は、本富士見橋や不老川に架かる権現橋などを予定している。

○水路改良事業費の用排水路等改良工事費の工事内容は。

●令和6年度から着工している久保川調節池整備工事及び久保川調節池ポンプ施設設置工事である。

○斜面緑地管理委託料の内容は。また、令和7年度と比較し増額している理由は。

●柏原斜面緑地のほか、笹井・広瀬・稻荷山の斜面緑地における除草、支障木の剪定・伐採を行う維持管理業務委託、樹木更新等を目的とした斜面緑地樹木更新等業務委託、及びスズメバチ駆除の業務委託である。増額の理由は、令和7年度まで別事業費として計上していた斜面緑地樹木更新等事業費を、令和8年度当初予算から緑地保全管理事業費に統合したためである。

○公園施設等修繕工事費の内容は。

●遊具点検でD評価となった劣化・損傷の大きい遊具から順次修繕を行うものである。あわせて、借地している公園用地の返還に伴い、当該公園に設置されている遊具やフェンス等の公園施設を撤去する費用を計上したものである。

○街路管理事業費の除草処理委託料が令和7年度当初予算と比べて減額となっている理由は。また、減額後はどのように除草業務を実施していくのか。

●狭山市駅加佐志線事業の進捗により、除草対象面積が令和7年度の1回当たり3,890平方メートルから令和8年度は2,690平方メートルへ減少するため、委託料を減額したものである。今後は入間川入曽線の除草業務が中心となるが、引き続き限られた予算の中で取得用地の管理を適切に行っていく。

○道路維持補修事業費及び道路修繕事業費が令和7年度予算と比べ増額となっている主な理由は。

●道路維持補修事業費の増額は、主に需用費の道路修繕料の増加によるものである。令和7年度から実施している道路施設等包括的民間管理委託による効率的な道路パトロールにより、舗装の不具合を多く確認したことから、道路修繕料を増額したものである。道路修繕事業費の増額は、主に委託料と工事請負費の増加によるものであり、委託料は舗装修繕計画改定のための路面性状調査及び路面下空洞調査を予定している。また、工事請負費は、来年度供用予定の狭山市駅加佐志線に合わせて、狭山市駅東口土地区画整理地内の供用部分の舗装工事及び路面表示の変更等を行うためである。

○当該年度における道路の補修・修繕強化の具体的な取り組みは。

●舗装修繕計画で定める管理路線について、路面性状調査を実施し、最新の調査結果に基づいて計画の見直しを行うものである。また、市内全域の道路施設等包括的民間管理委託による効率的な道路パトロールを通じて、点検・修繕・補修のサイクル向上を図っていく。

○雨水対策事業費について、令和7年度に実施した設計委託の成果を当該年度にどのように反映していくのか。

●水野地区の幹15号線沿いから三商団地に向かう水路の設計業務委託を令和7年度に実施しており、当該年度はその成果を基に工事实施に向けた準備を進め、令和9年度の工事着手を目指している。

○狭山市自由通路使用料について、令和7年度実績見込みと比べ当該年度の予算額が減少しているように見えるが、その積算の考え方は。

●事業者による広告掲示の有無や、市の事業に伴う掲示の状況によって変動するものであり、先の見通しを立てにくい性質がある。そのため、狭山市駅や入曽駅のパネル・つり下げパイプ等の基本的な面数を基に、例年おおむね同程度の水準で計上しているものであり、特段の増減を見込んで算出しているものではない。

○民間事業者に対する自由通路使用のPRや募集方法は。

●まずは民間事業者を対象に、毎年度当初に向け、1月頃から広報等で募集を行い、応募があった場合は抽選により使用者を決定しており、運用上は民間事業者を優先し、その後空きがある場合に市の各所管へ利用の案内を行っている。また、PR文書は入曽駅の状況等も踏まえ、募集内容を工夫するなど、応募増加に向けた取り組みを行っている。

○狭山市道路施設等包括的民間管理委託を導入した経緯と契約期間は。

●現業職員の不補充により、今後の道路維持管理体制の維持が課題となる中、民間委託によって対応

するため包括的民間管理委託を導入したものである。契約期間は5年間である。

○街路樹の管理について、景観やCO₂削減への配慮を踏まえた契約内容となっているのか。特に狭山台のイチヨウ並木で紅葉前に強く剪定されたが、今後の剪定方針は。

●街路樹の管理については景観にも配慮する前提であるが、一方で落ち葉等に関する苦情もあることから、今回は強剪定を実施したものである。今後は景観への配慮も含め、受注者と調整しながら対応していく。

○智光山公園管理事業費の設備修繕料の内容は。

●例年に引き続き木道の修繕を計画的に実施する予定である。また、智光山公園内の事務所等に設置されている空調機の老朽化が進んでいることから、その修繕も予定している。

○智光山公園の木道修繕は、数年かけて集中的に大規模改修を行う事業なのか。それとも部分補修を継続する考えなのか。

●木道修繕は、数年で全体を改修する集中的な大規模改修ではなく、従来から実施してきたように、傷みの大きい箇所から短い区間ごとに順次修繕している。直近では令和3年頃から継続して実施しており、それ以前からも必要に応じて補修を行っている。

○官民連携まちづくり推進業務委託料の内容は。

●埼玉県が整備を進めている3D都市モデルを活用し、市民参加型のまちづくりワークショップを実施して、将来のまちの姿をシミュレーションするものである。官民連携のまちづくりに必要な人材の発掘やまちづくりの機運醸成も目的としており、市民、事業者、学生などの参加により3回程度のワークショップを実施する予定である。内容としては、まちづくりの基礎的情報の共有、まち歩きによる現地調査、グループワークなどを想定しており、各回で3D都市モデルやXR技術を活用しながら、将来のまちのイメージづくりを進めるものである。

○この委託料は特定財源が全額充当されているが、市の持ち出しはないのか。

●国の都市空間情報デジタル基盤構築支援事業の補助メニューを100%活用して実施するものであり、市の持ち出しはない。

○居住支援業務委託料について、令和7年度の実績や実施状況は。また、当該年度は同程度の開催を見込んだ予算か。

●居住支援相談会は、これまで毎年1回の開催であったが、今年度からは平日と土曜日の年2回開催

とした。令和7年度は5月26日と10月25日に開催し、5月は相談件数7件、10月は相談件数3件であった。また、令和8年度も年2回の開催を見込んでいる。

○都市計画基礎調査委託料の内容は。

●都市計画法第6条に基づき、都市計画区域について、おおむね5年ごとに人口規模や土地利用などの現状及び将来の見通しを把握し、都市計画の基礎資料とするために実施する全国的な調査である。

○空家等相続人調査委託料の内容は。

●空き家の相続人調査については、通常は職員が戸籍等を収集して行っているが、相続人が多数に及ぶ場合や相続関係が複雑な事案では、専門的知識が必要となり調査が滞ることがある。そのため、相続人調査を正確かつ円滑に実施するため、司法書士など専門的知識を有する者に業務を委託するものである。

○若い世代の住宅ストック循環促進補助金の対象となる中古住宅は、市街化調整区域の物件も含まれるのか。

●区域の制限は設けていないため、市街化調整区域の物件も対象となる。

○市街化調整区域での新築抑制やコンパクトシティの考え方との整合性は。

●本補助制度は、若年層の住宅取得支援と空き家発生の抑制を目的として、中古住宅の購入に対して補助するものであり、市街地の拡散を助長するものではないと考えている。

○補助上限額50万円に対し、予算計上額が500万円であることから、10件程度の交付を想定しているのか。

●10件を想定している。

○市外からの転入に限らず、市内在住の方が新たに住宅を取得する場合でも利用できるのか。

●市外からの転入に限らず、市内在住の方が新たな住宅取得をする場合でも利用できる。

○子どもの有無にかかわらず利用できるのか。

●子どもの有無にかかわらず利用できる。

○若い世代の住宅ストック循環促進補助制度を活用し、一定期間居住した後に中古住宅を解体して新築住宅を建て、引き続き市内に定住することも制度の趣旨に合うと考えてよいのか。

●制度の趣旨は、若い世代に活用してもらい、市内への移住・定住の促進につなげることである。そのため、補助を活用した後に解体して新築住宅を建てる場合であっても、引き続き市内に住み続けるのであれば、制度の趣旨に沿うものであり、問題ないと考えている。

○令和7年度における相続財産清算人等の申立て件数は。また、当該年度の想定件数は。

●令和7年度は、財産清算人制度による申立てが2件、所有者不明土地建物管理制度による申立てが1件で、計3件であり、当該年度は同様の件数を想定して計上している。

○住宅等耐震改修促進助成事業補助金50万円には、新たな耐震シェルター設置補助制度も含まれているのか。

●従前の耐震改修に加え、新たな耐震シェルター設置補助制度も含めた計上である。

○耐震シェルター設置補助については、交付要綱は未整備と思われるが、どのような状況か。また、補助額はどの程度を想定しているのか。

●今月中の交付要綱決定を目指して事務を進めている。耐震シェルターは安価なものでは50万円程度から設置可能であり、現時点では5万円の補助金を交付できるよう要綱整備を進めている。

○耐震シェルターと従前の耐震改修等の件数はどのように見込んでいるのか。

●耐震診断補助金10万円を1件、耐震改修工事補助金30万円を1件、耐震シェルター設置補助金5万円を2件として見込んでいる。

○新たに開始する耐震シェルター設置補助について、周知方法や運用開始までのスケジュールは。

●耐震シェルター設置補助は4月1日以降の運用開始を予定している。具体的な詳細スケジュールは現時点で示せないが、周知方法についてはホームページや4月以降の広報掲載により進める予定であり、市役所1階ホール等での周知活動についても検討している。

○耐震関連は重要な取組であることから、今後も制度の強化・充実を図りたい、との意見。

○市営住宅の空室削減及び入居者増加に向けて、当該年度はどのような施策を講じるのか。

●単身者が入居できる団地の拡充を予定している。近年、単身入居申込者、とりわけ高齢者の申込みが増加しており、エレベーター付き又は2階以下の住戸への需要が高い。一方で、複数人世帯向け団地の一部住戸には空室があることから、複数人世帯専用である南柏団地、上河内団地、柏団地の3団地において、住戸を単身者にも開放し、空室削減を図るものである。

○市営住宅の家賃収入確保の観点からも、空室削減と入居者拡充に向けた施策を引き続き積極的に展開されたい、との意見。

○維持補修等工事費約1億6,600万円について、工事を実施する主な住宅団地及び内容は。

●主な対象は水富団地1号棟・2号棟及び鶴ノ木台団地であり、いずれも老朽化した屋上防水工事及び外壁塗装工事を予定している。あわせて、各団地の空室改修工事やガス漏れ警報器の交換工事等も実施する予定である。

○市営住宅の長寿命化を図るため、当該年度はどのように長寿命化計画に基づく工事を進めていくのか。

●長寿命化計画は、更新コストの縮減と事業量の平準化を図ることを目的として策定したものであり、当該年度においても、計画に基づき屋上防水や外壁塗装工事などの大規模改修を進めていく。

○市営住宅の長寿命化を図るため、計画的に大規模改修工事を着実に進められたい、との意見。

○土地利用転換推進事業費について、事業化に向けて具体的に進めていける状況にあるのか。

●予算計上している区域区分の変更に伴う農林協議関係の委託及び事業手法サウンディング調査を進める予定である。あわせて、昨年度設立した地権者協議会を通じて、地権者の事業理解の促進を図っており、現時点では賛同が多く得られている感触を持っている。今後は地権者の合意形成を最重要としながら、具体的な事業化に向けた検討を進め、円滑な事業展開につなげていく考えである。

○土地利用転換推進事業については、地権者の意向を十分尊重し、丁寧な合意形成を図りながら、事業化に向けて着実に取り組まれたい、との意見。

採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第24号 令和8年度狭山市水道事業会計予算

質疑なし。採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第25号 令和8年度狭山市下水道事業会計予算

質疑なし。採決の結果、多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第26号 西武鉄道新宿線入曽駅における東西自由通路等の整備及び橋上駅舎化に伴う鉄道施設の改良工事に関する施行協定の変更協定の締結について

○当初協定額45億4,340万円に対し、今回の減額は2億340万円で約4.5%に当たるが、減額幅は工事の進捗状況の中で起こり得る妥当な範囲内であるのか。

●工事の内容によっては減額となる部分もあれば増額となる部分もあり、それらを総合的に勘案すると、今回の減額は妥当な範囲内であると判断している。

○減額後の事業費の最終的な確定時期は。

●今回示している金額は令和7年度の見込み額であり、令和8年1月中旬時点で提示されたものである。今後、精算の過程でさらに下がる要因はあり得るが、上がることはない。なお、3月中旬頃には必要書類が整う見込みであり、その時点で最終的な金額がおおむね把握できると認識している。

○年度ごとに確認しているのであれば、令和5年度、令和6年度の段階で、それぞれ確定させることはできなかったのか。

●令和5年度、令和6年度についてはそれぞれ年度ごとに確認を行っている。令和7年度については、金額が判明する時期が3月末近くとなる見込みであり、そのままでは多額の不用額が生じるか、専決による減額対応が必要となる可能性があったため、現時点で把握できる範囲の金額で施行協定の変更を議案として上程したものである。令和7年度分については、最終的な精算額に基づき改めて協定を締結し直す予定であり、それを含めたものが最終的な支出額となる。

○資材や人件費が高騰する中で減額は珍しいが、当初見積りが過大であった可能性は。

●協定締結時には、建設資材や人件費の上昇を見込んで金額を算定している。その上で、鉄道事業者側がさらに入札手続を行うため、その過程で減額が生じることはあり得るものである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第27号 市道路線の認定について

○市道F第1268号線として認定する市道は、幅員も広く国道299号線の一部区間であったが、市道幹線として位置づけないのはなぜか。

●市道幹線として位置づけるべき、地区と地区を結ぶ重要な路線との接続関係がないためである。

○国道の一部が市に移管されることとなった経緯は。

●県からダブルウェイ解消に伴う移管の話があったのは平成27年頃であり、本格的に協議し、現在の形で移管を受ける方向となったのは令和2年である。協議に当たっては、市が適正に維持管理できる状態で移管されることを前提とし、渋滞解消のための道路拡幅や歩道整備などを求めてきた。飯能市・入間市と同時期の移管となることから、4月1日からの移管を受け適正な管理に努めたい。

○国道が市道に移管されることで、沿道サービスや開発指導などに何か変更が生じるのか。

●確認している限りでは、今回の移管によって開発指導の内容等に特段の変更が生じるものではないと認識している。

○国道の一部を市道に移管するような事例は、今回のほかにもあるのか。

●現在のところ国道299号線のこの1か所のみである。

採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。

議案第28号 市道路線の認定について

質疑なし。採決の結果、総員をもって、原案のとおり可決すべきものと決した。